

緑の保全地区の指定について

〔説明資料〕

1	山手東地区緑の保全地区の計画書（案）	P 1
2	山手西地区緑の保全地区 計画書（案）	P 3
3	朝日ヶ丘町地区緑の保全地区 計画書（案）	P 5
4	位置図	P 7
5	縦覧結果と意見書提出状況	P 8
6	山手東地区緑の保全地区に係る意見書と市の考え方	P 9
7	山手西地区緑の保全地区に係る意見書と市の考え方	P 10
8	朝日ヶ丘町地区緑の保全地区に係る意見書と市の考え方	P 12

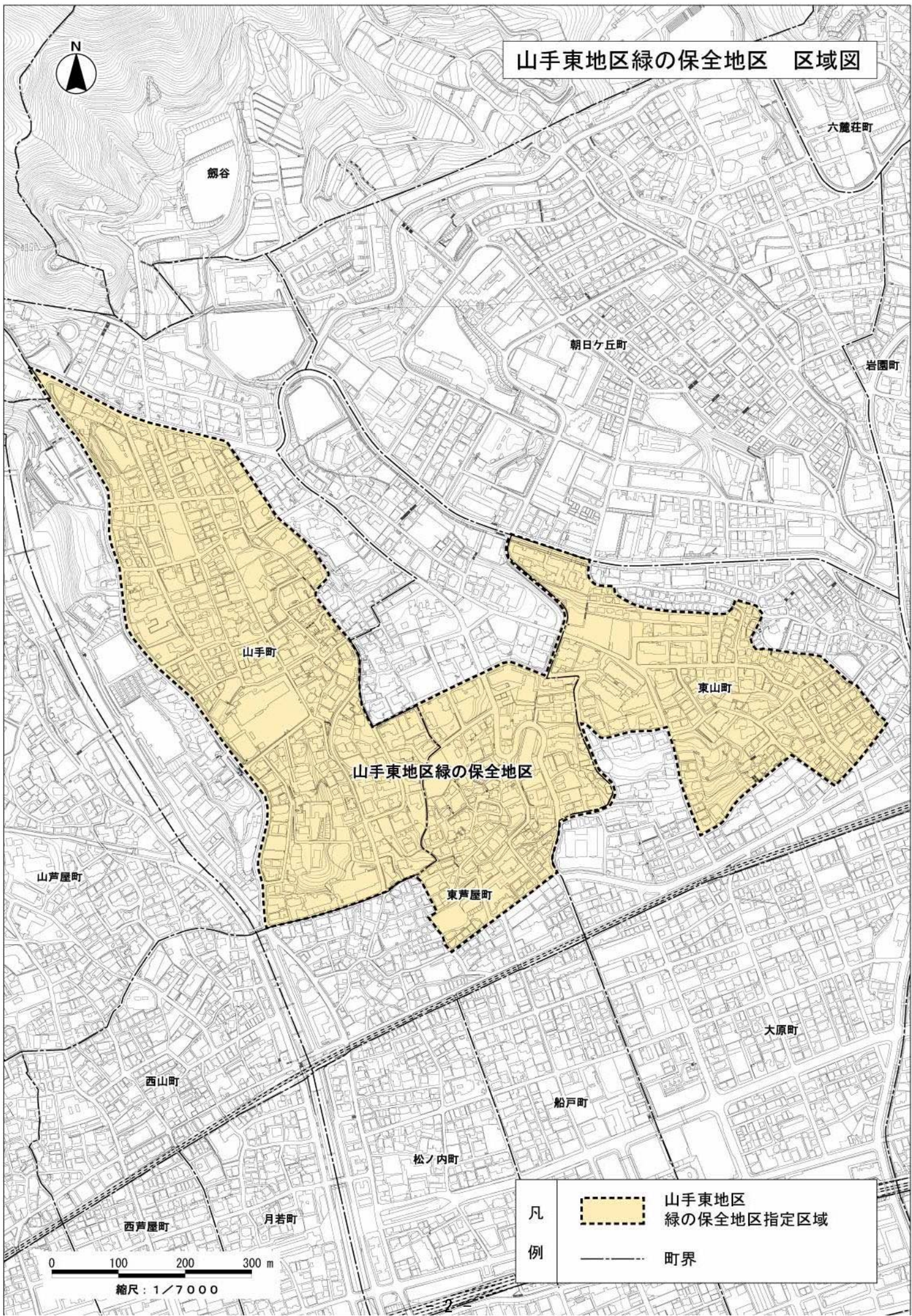
1 山手東地区緑の保全地区の計画書（案）

計 画 書 （ 案 ）

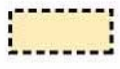

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、山手東地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

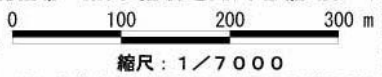
名 称	山手東地区緑の保全地区
所 在 地	山手町の一部（別図のとおり） （参考）山手町13番1～255番1 東芦屋町の一部（別図のとおり） （参考）東芦屋町28番～293番 東山町の一部（別図のとおり） （参考）東山町1番～358番
地 区 面 積	約 38.3ha
緑 化 基 準	<p>緑化基準は、次のとおりとする。ただし、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）第2条第6号に規定する特定建築物は除く。</p> <p>(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 敷地面積500平方メートル以上の敷地は、20パーセント以上とする。 2) 敷地面積 500 平方メートル未満 170 平方メートル以上の敷地は、15パーセント以上とする。 3) 敷地面積 170 平方メートル未満 100 平方メートル以上の敷地は、10パーセント以上とする。 <p>(2) 緑地に植栽する樹木の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10平方メートル当たり6本以上とし、うち高木（植栽時3.5m以上）を最低1本又は中木（植栽時1.5m以上）を最低2本植える。 2) 既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周1.0m以上（地上1.5mにおける）の樹木又は植栽時5.0mを超える樹木は、1本につき高木2本とみなす。
指 定 理 由	<p>本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。</p> <p>当地区は、本市を代表する住宅地であり、第3種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。</p> <p>今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。</p>

山手東地区緑の保全地区 区域図



山手東地区緑の保全地区

凡		山手東地区 緑の保全地区指定区域
例		町界



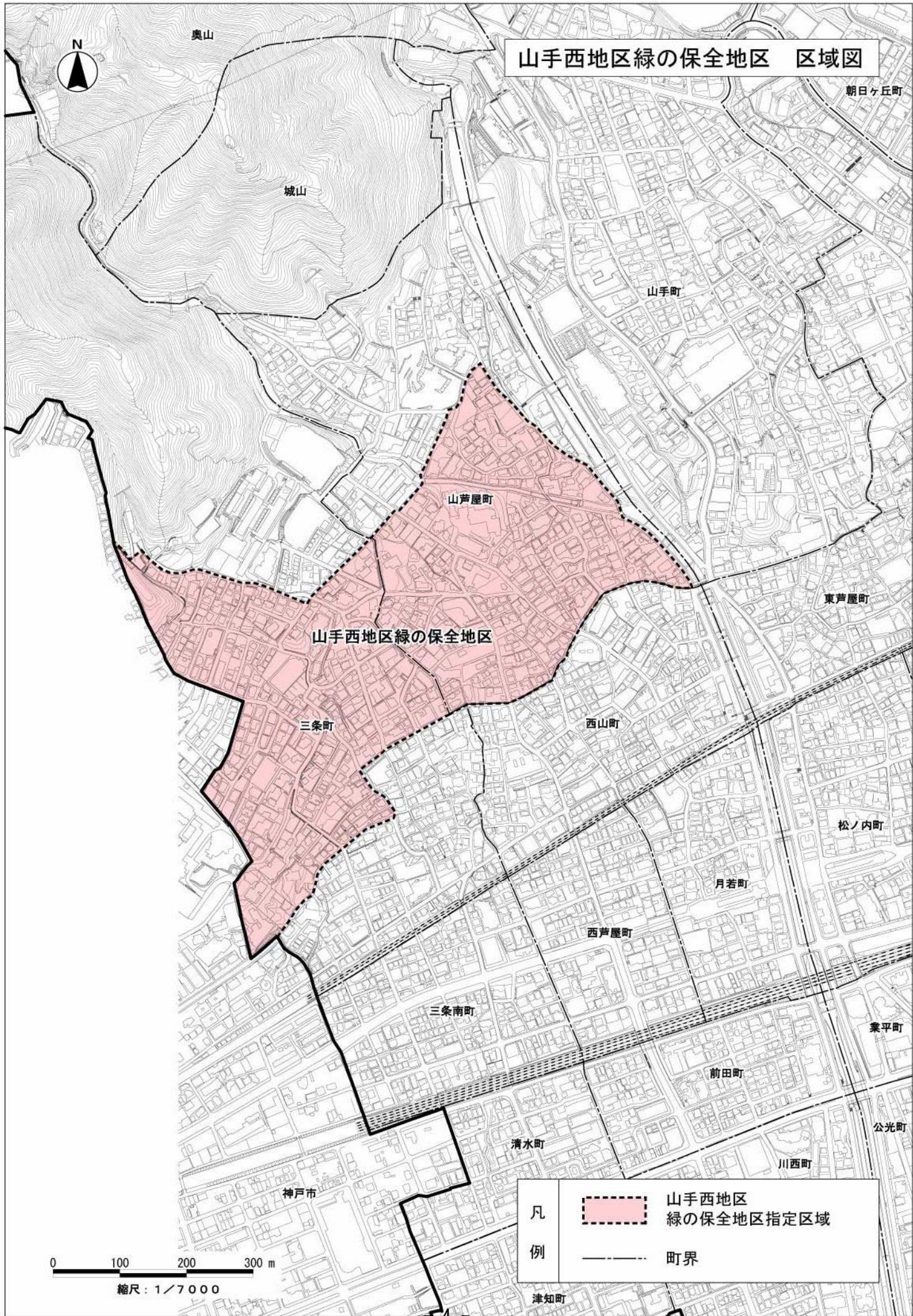
2 山手西地区緑の保全地区 計画書（案）

計 画 書 （ 案 ）

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、山手西地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

名 称	山手西地区緑の保全地区
所 在 地	三条町の一部（別図のとおり） （参考）三条町 9 番 1 ～ 288 番 9 山芦屋町の一部（別図のとおり） （参考）山芦屋町 40 番 ～ 157 番 5
地 区 面 積	約 26.4 ha
緑 化 基 準	<p>緑化基準は、次のとおりとする。ただし、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成 12 年芦屋市条例第 16 号）第 2 条第 6 号に規定する特定建築物は除く。</p> <p>(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 敷地面積 500 平方メートル以上の敷地は、20 パーセント以上とする。 2) 敷地面積 500 平方メートル未満 170 平方メートル以上の敷地は、15 パーセント以上とする。 3) 敷地面積 170 平方メートル未満 100 平方メートル以上の敷地は、10 パーセント以上とする。 <p>(2) 緑地に植栽する樹木の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10 平方メートル当たり 6 本以上とし、うち高木（植栽時 3.5m 以上）を最低 1 本又は中木（植栽時 1.5m 以上）を最低 2 本植える。 2) 既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周 1.0m 以上（地上 1.5m における）の樹木又は植栽時 5.0m を超える樹木は、1 本につき高木 2 本とみなす。
指 定 理 由	<p>本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。</p> <p>当地区は、本市を代表する住宅地であり、第 3 種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。</p> <p>今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。</p>

山手西地区緑の保全地区 区域図



朝日ヶ丘町

城山

奥山



山手町

山芦屋町

東芦屋町

山手西地区緑の保全地区

三条町

西山町

松ノ内町

月若町

西芦屋町

業平町

三条南町

前田町

公光町

清水町

川西町

神戸市

津知町

0 100 200 300 m

縮尺：1/7000

凡		山手西地区 緑の保全地区指定区域
例		町界

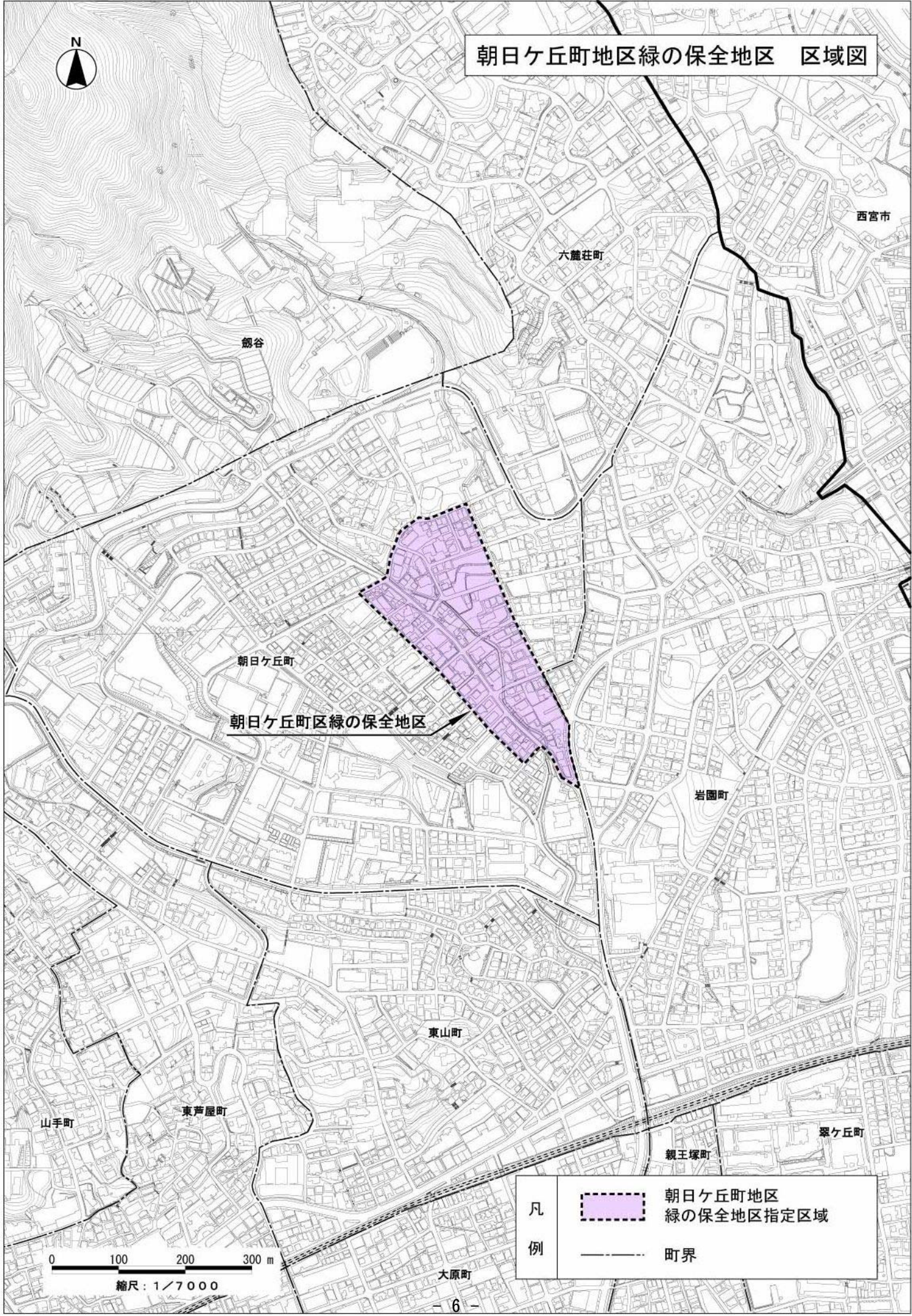
3 朝日ヶ丘町地区緑の保全地区 計画書（案）

計 画 書 （ 案 ）

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、朝日ヶ丘町地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

名 称	朝日ヶ丘町地区緑の保全地区
所 在 地	朝日ヶ丘町の一部（別図のとおり） （参考）朝日ヶ丘町 51番～282番2
地 区 面 積	約 5.5ha
緑 化 基 準	<p>緑化基準は、次のとおりとする。ただし、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成 12 年芦屋市条例第 16 号）第 2 条第 6 号に規定する特定建築物は除く。</p> <p>(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 敷地面積 500 平方メートル以上の敷地は、20 パーセント以上とする。 2) 敷地面積 500 平方メートル未満 170 平方メートル以上の敷地は、15 パーセント以上とする。 3) 敷地面積 170 平方メートル未満 100 平方メートル以上の敷地は、10 パーセント以上とする。 <p>(2) 緑地に植栽する樹木の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10 平方メートル当たり 6 本以上とし、うち高木（植栽時 3.5m 以上）を最低 1 本又は中木（植栽時 1.5m 以上）を最低 2 本植える。 2) 既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周 1.0m 以上（地上 1.5m における）の樹木又は植栽時 5.0m を超える樹木は、1 本につき高木 2 本とみなす。
指 定 理 由	<p>本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。</p> <p>当地区は、本市を代表する住宅地であり、第 3 種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。</p> <p>今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。</p>

朝日ヶ丘町地区緑の保全地区 区域図



西宮市

六麓荘町

鶴谷

朝日ヶ丘町

朝日ヶ丘町地区緑の保全地区

岩園町

東山町



東芦屋町

山手町

親王塚町

翠ヶ丘町

大原町

凡		朝日ヶ丘町地区 緑の保全地区指定区域
例		町界

0 100 200 300 m

縮尺：1/7000